

国税不服審判所の概要

国税不服審判所の概要等

国税不服審判所とは

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長など（「税務署長等」という。）が行った更正・決定や差押えなど）についての審査請求に対する裁決を行う機関（国税庁の特別の機関）である。

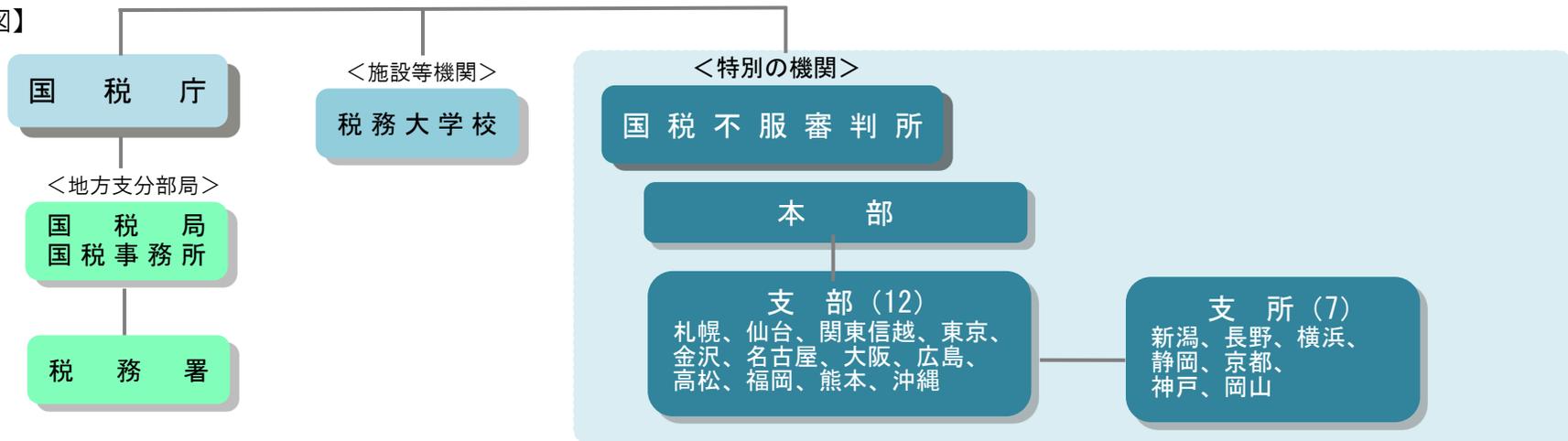
国税不服審判所の役割

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、税務署長等と審査請求人との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っている。

国税不服審判所の組織

国税不服審判所には、東京（霞が関）にある本部のほか、全国の主要都市に12の支部と7の支所がある。

【組織図】



国税不服審判所の特色

国税不服審判所には、次のような特色がある。

争点主義的運営

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点に主眼を置いた調査・審理を行っている。

公正な審理

- ◆ 国税不服審判所長が行う審査請求に対する裁決は、それぞれ独立した立場にある3名以上の国税審判官等（担当審判官及び参加審判官）で構成する合議体の議決に基づいて行われる。
- ◆ 国税不服審判所長や東京支部、大阪支部の長である首席国税審判官などの主要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用している。また、国税審判官には、弁護士や税理士などの職にあった民間の専門家も任用しており、合議体を構成する国税審判官の半数程度がこうした民間の専門家出身となっている。

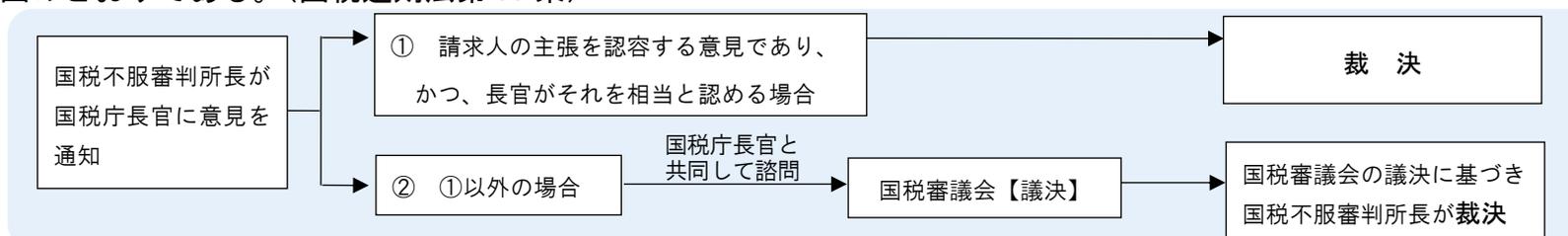
裁決は行政部内の最終判断

裁決は、行政部内における最終判断となる。したがって、税務署長等は、裁決の内容を不服として訴訟を提起することはできない。また、裁決は、税務署長等が行った処分より審査請求人にとって不利益となることはない。

国税庁長官通達に拘束されない

国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができる。

なお、国税庁長官通達に示された法令解釈と異なる解釈により裁決をする場合や、他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決を行う場合は、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされており、その後の手続は次の図のとおりである。（国税通則法第99条）



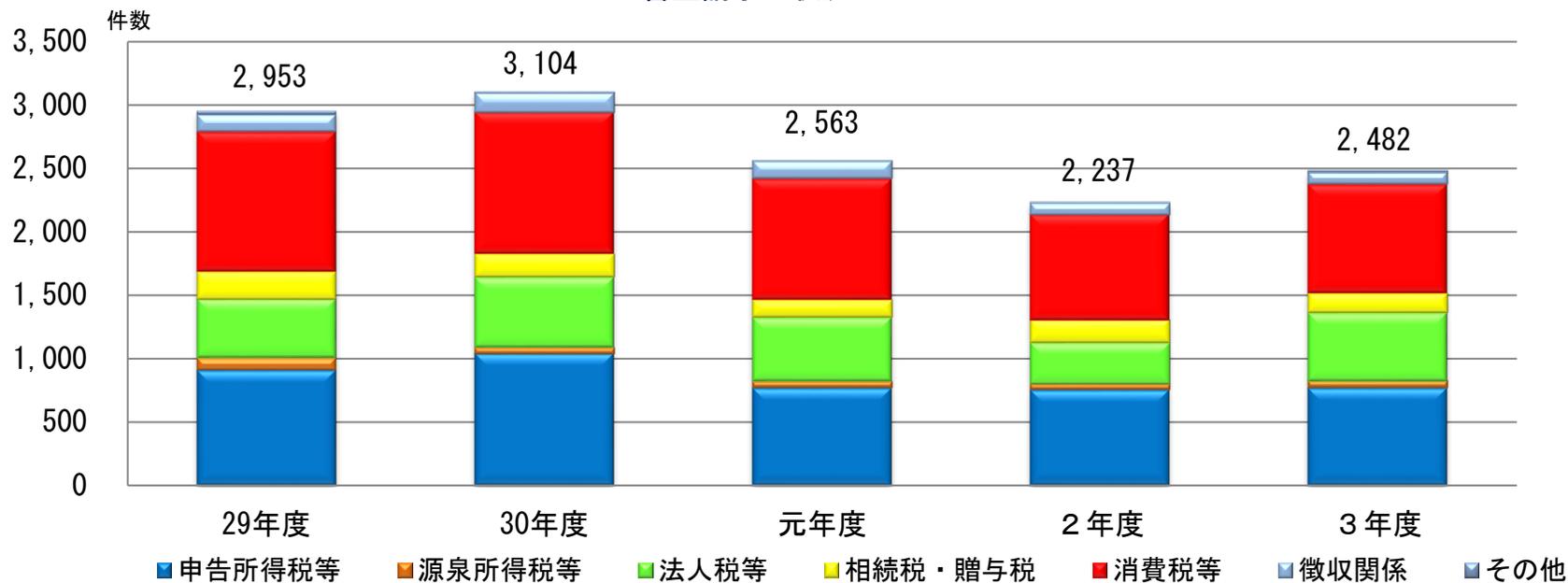
審査請求及び処理の状況

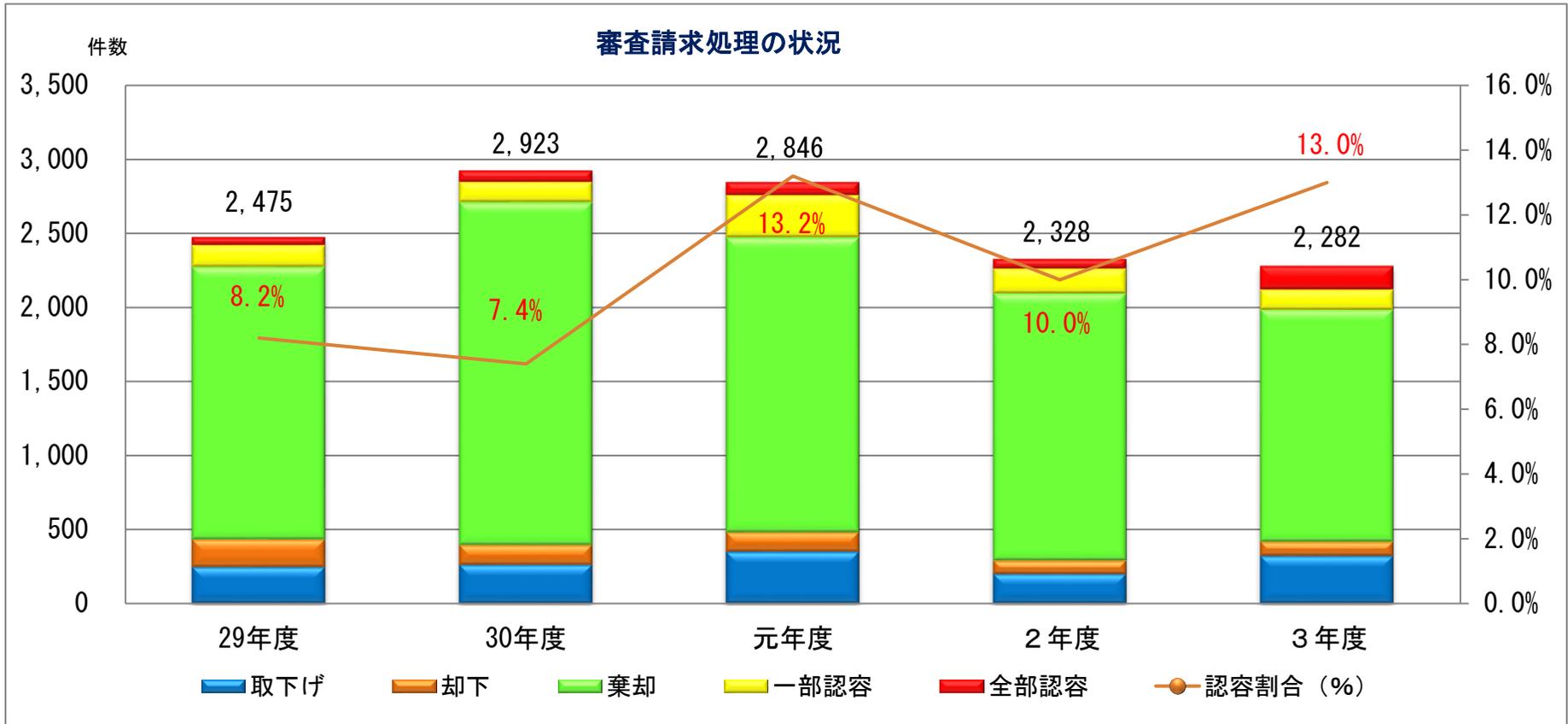
【審査請求及び処理の状況】

(単位：件、%)

会計年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	
					前年対比	
請求件数	2,953	3,104	2,563	2,237	2,482	111.0
処理件数	2,475	2,923	2,846	2,328	2,282	98.0
認容件数	202	216	375	233	297	127.5
認容割合	8.2	7.4	13.2	10.0	13.0	—

審査請求の状況





※《用語の説明》 「一部認容」：処分の一部取消 「全部認容」：処分の全部取消

【注意事項】

- ◆ 審査請求及び処理の状況には、国税通則法に基づくものの他に行政不服審査法に基づく審査請求を含む。
- ◆ 詳細な情報は国税不服審判所ホームページ（<https://www.kfs.go.jp>）参照。

実績の評価の目標

国税不服審判所は、事件処理においては、争点主義的運営に基づいて、審査請求人と税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上で、自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行っている。

このため、審査請求人に早期に審理の手続を説明し、審査請求人と税務署長等の双方へ「争点の確認表」の交付を実施するなど、審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を実績の評価における指標として測定している。

【「審査請求」の1年以内の処理件数割合】

(単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度目標値
処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95

(注) 相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出している。

また、令和3年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出している。

国税審判官への民間専門家の登用

国税不服審判所では、審理の中立性・公正性を向上させる観点から、平成19年より、弁護士、税理士、公認会計士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として登用している。

なお、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数（令和4年7月10日現在）は49名（弁護士24名、税理士17名、公認会計士8名）であり、事件を担当する国税審判官の半数程度を占めている。

【民間専門家の採用状況】

(単位：人)

採用年度	平成	25	26	27	28	29	30	令和	元	2	3	4
応募者数	76	74	95	96	86	93	97	98	91	85		
採用者数	17	14	13	17	15	16	15	16	11	18		
新規採用後の在籍者数	50	50	50	49	50	50	49	50	50	49		

(注) 「新規採用後の在籍者数」は各年度の7月10日現在の人数。なお、令和4年度は、令和4年8月1日付で1名（弁護士）を追加採用している。